

仕様書

第1 件名

令和元年度東京の観光公式サイト「GO TOKYO」におけるSEO施策業務委託

第2 契約期間

契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで

第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）の指定する場所

第4 目的

TCVBの運営する東京の観光公式サイト「GO TOKYO」（以下「サイト」という。）の英語版におけるSearch Engine Optimization（検索エンジン最適化。以下「SEO」という。）の施策を行うことで、サイト内部を整備するとともに、サイトへの自然検索流入数の増加を図る。またこの施策により、海外ユーザーの持続的な利用拡大を図り、サイトを活性化させる。

※GO TOKYO英語版：<https://www.gotokyo.org/en/index.html>

第5 対象ユーザー

訪都旅行を計画中、または訪都旅行に関心のある、英語圏（特にアメリカ合衆国及びオーストラリア）在住のユーザー

第6 委託内容

1 全体に係る留意事項

- Googleのウェブマスターガイドラインに従うこと。意図的な外部リンクの設置等は不可とする。
<https://support.google.com/webmasters/answer/35769>
- SEOをはじめとするデジタルマーケティングに精通した、英語のネイティブ話者である人員を本事業に含めること。キーワードの選定等は当該人員が実施すること。
- 十分な知識と実績のあるSEO技術者を本事業に含めること。
- オーガニック施策とすること。検索エンジンに適切に評価される構造を構築するための内部施策及びコンテンツ施策を想定している。ソーシャルメディア等の他媒体、有料広告等を施策に含めないこと。
- 新たな記事の制作や現行サイトの記事の修正を実施施策に含む場合は、その企画にあたり、事実関係等の正確性の担保に十分注意して作成すること。
- 各種施策のサイトへの実装や、前項で記した企画をもとにした原稿執筆及び許諾取得・画像の手配は、TCVBが別途指定するサイト管理事業者（以下「サイト管理事業者」という。）が行う。事業遂行にあたっては、同事業者との直接の協議を含め、円滑に協力・連携をはかること。

※業務分担例：新規記事制作の場合

1) 企画（段落・見出しレベルでの具体的な指示を想定）	2) 執筆・許諾取得・画像の準備	3) 記事の最終レビュー	4) サイト実装
本事業の委託事業者	サイト管理事業者	本事業の委託事業者	サイト管理事業者

- ・仕様書 第6「委託内容」に係る一切の費用は、本事業の委託内に含めること。ただし上記のとおり、サイトへの実装等、サイト管理事業者に発生する費用は除く。
- ・各過程で発生するレポート、提案書、資料等は、原則として電子データで納入すること。

2 サイト分析・コンサルティング

(1) 課題抽出

現行サイトをSEO観点から分析し、課題を抽出し、レポートを提出すること。なお、同過程の実施期間は契約後から1カ月程度を想定している。

- a) 定量的観点での分析を中心とし、必要に応じて定性的観点での分析で補完すること。
- b) Google Analytics、Google Search Consoleの利用権限は、TCVBから付与する。その際は別途指定する覚書を取り交わした上、情報の取り扱いには十分に注意し、本事業以外の目的では使用しないこと。また、当該ツールの利用にあたって追加で必要な設定があれば、TCVBに承認を得た上で事業者自身が行うこと。
- c) 類似サイトとの比較は分析の主軸には想定していないが、実施する場合は、サイト決定にあたってTCVBと事前に十分に協議すること。
- d) 課題抽出の目的は施策の提案のためであるが、今年度の事業として実施可能な範囲の課題に限らず、できる限り網羅的に収集するのが望ましい。

(2) 施策の提案

課題抽出結果をもとに、仕様書 第6 3「SEO施策の実施」の計画を具体的に提案すること。

- a) KPIの設定
事業の目的に照らして最も効果的となるよう、以下のKPIを設定すること。計測は2 (1) b) の測定ツールを用いて行うこと。
 - ①自然検索によるサイト英語版流入ユーザー数の純増値 …必須
※月単位の計測による積み上げ値とする。
 - ②その他、必要な数値を提案すること
- b) 施策提案書
実施施策の具体内容、スケジュールなどを提示すること。なお、本委託事業としての施策実施の範囲外と判断される課題があれば、別途、参考情報として記載すること。
- c) サイト管理事業者向けの指示書
同事業者が対応必要な範囲と内容を明確にし、適切に指示すること。
- d) 代替案の提案
TCVB及びサイト実装を行う事業者との協議を踏まえ、必要に応じて代替案の提案を柔軟に行うこと。

3 SEO施策の実施

仕様書 第6 2 (2)「施策の提案」の内容をもとに実施し、進捗と効果を定期的に報告すること。報告の手法・頻度はTCVBと協議の上、決定すること。

また、必要のある場合は、施策の手法等の柔軟な見直しや追加措置を図り、効果を最適化すること。施策の効果を高めるにあたり、付加的な施策として具体的な手法があれば提案すること。こ

これらの取組は、本事業の委託の費用内において行うこと。

4 最終報告

- ・内容：施策ごとの効果測定結果、取得された知見、次年度以降に行うべき施策の提言 など
- ・報告書の体裁：A4版カラー、日本語、PDF及びWord文書等、30ページ以上が目安

第7 実施体制

受託者は本委託を効果的、かつ、効率的に履行するため、以下の点に留意すること。

- 1 本事業の実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。
- 2 業務に当たって、書類の管理や記録など必要な書類・データ管理を行うこと。
- 3 東京の観光産業全体の振興に資するよう、可能な限り公平、かつ、専門的な視点で事業を運営すること。

第8 第三者委託

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第9 作成物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本委託の履行に伴い発生する全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）に関する一切の権利は、TCVBに帰属する。
- 3 本委託により得られた全著作物（地図及び第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く。）について、東京の観光に資することを目的として、TCVBが指定するPRツール及びTCVBが認めた各関係団体、施設には同事業者の許可なく、無償で使用できることとし、TCVBが使用に当たって、著作物の加工が必要と判断した場合は同事業者の許可なく加工できることとする。
- 4 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- 5 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 6 1から5までの規定は、第8「第三者委託」により、第三者に委託した場合も適用する。
- 7 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第10 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に当たり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、【別紙】「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 3 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第1 1 委託事項の守秘義務

受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第1 2 提供資料の管理・取扱

- 1 取得した資料の情報管理は徹底し、内容を第三者に漏らしてはならない。
- 2 今回の企画提案においてのみ使用し、委託終了後は速やかに提供された情報及び関連するデータを破棄・消去しなくてはならない。
- 3 情報の漏えい等によりTCVBに損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなくてはならない。

第1 3 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

第1 4 その他

- 1 TCVBが必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- 2 契約の履行で不明な点がある場合は事前にTCVBと協議し、これを確定すること。
- 3 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

以上